

京都府最低賃金改正決定の答申に 対する異議申し出について

京都府最低賃金審議会が時間額 1,008 円（40 円引上げ）で再答申

令和 5 年 8 月 28 日、京都府最低賃金審議会（会長 岩永昌晃京都産業大学法学部教授）は、京都府最低賃金の改正決定の答申に対する異議申し出について審議した結果、答申（同年 8 月 10 日）の金額（時間額 1,008 円（40 円引上げ））を適当であるとして、再答申しました。

（再答申までの経緯）

同年 7 月 4 日、京都府最低賃金審議会は、京都労働局長（赤松俊彦）から京都府最低賃金の改正決定についての諮問を受け、調査審議を重ねてきましたが、同年 8 月 10 日、同局長に対し、京都府最低賃金（現行時間額 968 円）を 40 円引上げ（引上げ率 4.13%）、時間額 1,008 円にすることが適当であると答申しました。

答申を受けた京都労働局では、答申内容を公示したところ、改正の必要性及び答申金額について異議の申し出がなされたため、同年 8 月 28 日、あらためて異議内容に対する調査審議について、同審議会へ諮問しました。

同日、諮問を受けた京都府最低賃金審議会は、調査審議し、答申した金額どおりで決定することが適当であると、再答申しました。

京都労働局では、再答申の金額をもって、同年 9 月 6 日に、京都府最低賃金を改正決定し、同日官報公示を行う予定にしています。

これにより、改正京都府最低賃金（時間額 1,008 円）の効力が発生するのは、同年 10 月 6 日予定となります。

（最低賃金改正手続きの流れ）

京都府最低賃金改正の流れにつきましては、「地域別最低賃金の改正手続きの流れ」をご確認ください。



岩永会長

赤松局長

地域別最低賃金の改正手続の流れ

